

福山市猪捕獲用箱わな設置事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、農作物に被害を与える猪を捕獲するために、捕獲用箱わなを設置する事業（以下「事業」という。）を集団で行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより被害を最小限に抑えることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約がある地区鳥獣被害対策協議会等とする。

(事業実施区域)

第3条 事業実施区域は、福山市全域とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、受益者が原則5戸以上で田畑5筆以上を有し、新たに箱わな設置する場合とする。ただし、事業実施予定地域の耕作状況等により市長が必要と認めるときは、受益者5戸未満又は田畑5筆未満の場合においても補助対象とすることができる。

(箱わなの設置基準)

第5条 箱わなは、鉄柵で六方を囲んだものをいう。

(事業の実施手続)

第6条 この事業を実施しようとするものは、福山市補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条の規程により手続きを行うものとする。

(助成)

第7条 市長は、事業内容の審査を行い適当と認めたときは、補助対象事業に要する経費を次のとおり助成する。

種 目	補助率	限度額
箱わな	資材費の2／3以内	1基につき50,000円

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、事業実施後、規則第11条の規定により事業報告を行うものとする。

附 則

この要領は2006年4月24日から施行する。

この要領は2010年8月19日から施行する。

この要領は2011年4月1日から施行する。